

被災宅地等復旧補助金の対象者・対象宅地について（R7.10.1～）

これまでは、発災時に居住していた宅地のみが補助対象となっておりましたが、恒久的な住まいの再建支援に資するため制度の拡充を行い、**全壊・半壊解体世帯の場合は、かほく市内で、新たに購入・譲渡により取得した宅地や、借りた宅地、既に所有しているほかの宅地も補助対象**とすることが可能となりました。

※発災後に造成された宅地や新築建売の宅地、農地等は対象外となります。

※原則、複数の宅地を対象とすることはできません。

【従来の対象宅地】 … 発災時の居住地のみ対象



【拡充後の対象宅地】 … 発災時の居住地・かほく市内の別宅地のいずれかを対象(全壊・半壊解体世帯)



拡充